

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 農地保有合理化事業規程の変更の承認(八五二・農林政策課)
  - 地籍調査の成果の認証(八五三・農山村振興課)
  - 入会林野整備計画の認可(八五四・農山村振興課)
  - 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(八五五・水産漁港課)
  - ふ化業者の登録(八五六・北部家畜保健衛生所)
  - 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(八五七・八五八・商工業振興課)
  - 道路区域の変更及び供用開始(八五九・八六〇・道路環境課)
  - 平成十四年度林業改良指導員資格試験の合格者(八六一・秋田スギ振興課)
- 公告
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)
  - 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(秋田総合農林事務所)
  - 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 八件
  - 選挙管理委員会告示
  - 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一〇四)
  - 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一〇五)

## 告示

秋田県告示第八百五十二号  
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者  
若美町
- 二 承認に係る農地保有合理化事業の種類  
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業
- 三 変更内容  
二の事業における目標経営面積の見直し
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日  
平成十四年十二月十日

秋田県告示第八百五十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 調査を行った者の名称  
大森町
- 二 成果の名称  
平鹿郡大森町の地籍図及び地籍簿
- 三 測量及び調査を行った地域  
平鹿郡大森町大字八沢木の一部
- 四 実施年度及び認証面積  
平成十四年度  
〇・三八平方キロメートル
- 五 認証年月日  
平成十四年十二月十日

秋田県告示第八百五十四号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十六号)第十一条第一項の規定により、協和町新田入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 整備計画の名称 協和町新田入会林野整備計画
- 二 認可の年月日 平成十四年十二月十三日

秋田県告示第八百五十五号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七条)第四条第七項の規定により、秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。  
平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

平成十四年(平成十四年七月から平成十五年六月まで)のずわいがにの漁獲可能量は、次のとおりである。

変更後 二十八トン  
変更前 若干

秋田県告示第八百五十六号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき公示する。  
平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 登録ふ化業者

登録番号	氏名及び住所	ふ化場の名称及び所在地
平十四 第一号	有限会社 黎明舎種鶏場 代表取締役 佐藤義晃 大館市御成町四丁目八番十三号	有限会社 黎明舎種鶏場 大館市御成町四丁目八番十三号

二 登録年月日 平成十四年十二月九日

三 登録の有効期限 平成十七年十二月八日

秋田県告示第八百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
みずほアセット信託銀行 取締役社長 衛藤博 啓  
東京都中央区八重洲一丁目二番一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
秋田サテイ  
秋田市榑山川口境六十二番七外

(三) 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社マイカル及び株式会社三ツ星商店  
ア 変更前 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時  
イ 変更後 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前九時から午後十時まで  
イ 変更後 午前八時から午後十一時三十分まで

(四) 変更する年月日

平成十四年十二月十一日

二 届出年月日

平成十四年十二月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十二月十七日から平成十五年四月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第八百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
 平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社ハートリアルエステート 管財人 岡田元也  
大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
横手サテイ  
横手市安田字向田百九十七外
- (三) 変更しようとする事項
  - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社マイカル 外七者
    - ア 変更前 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
    - イ 変更後 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前 午前九時から午後十一時まで
    - イ 変更後 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

一 道路の区域及び供用の開始

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	秋田北野田線	秋田市下北手宝川字種ヶ崎一五七番一地先から字潤ヶ崎一五〇番一 地先まで	秋田県告示第八百五十九号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 平成十四年十二月十七日	七・〇〇(一四・〇〇)	〇・二四五
						一一・〇〇(一六・五〇)	〇・二四〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 変更する年月日  
平成十四年十二月十一日

二 届出年月日  
平成十四年十二月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十二月十七日から平成十五年四月十七日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県知事 寺田典城

- 二 供用開始の期日 平成十四年十二月十七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十二月十七日から平成十五年一月六日まで

一 道路の区域及び供用の開始

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新	旧	秋田八郎潟線	南秋田郡五城目町馬場目字水沢五一番七から字水沢恵土五九番三地先まで	南秋田郡五城目町馬場目字水沢五一番七から字水沢恵土五九番三地先まで	一六・五〇～二四・五〇	〇・〇七一
						〇・〇七一	〇・〇七九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十四年十二月十七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十二月十七日から平成十五年一月六日まで

秋田県告示第八百六十一号

平成十四年十二月二日に実施した平成十三年度林業改良指導員資格試験の結果、次の者が合格したので、林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年秋田県条例第四号)第六条の規定に基づき、公表する。

平成十四年十二月十七日

受験番号

- 一 氏名 工藤 信人
- 二 田 口 昌 樹
- 三 鈴 木 信 喜
- 四 齊 藤 文 誠
- 五 三 浦 泉

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第八百六十号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田 典城

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任)の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十七日

一 大曲市土地改良区

- (一) 就任理事の住所及び氏名
- 大曲市内小友字寺山三十六番地 佐藤 秀男
- 字元木八十七番地 佐藤 芳一
- 字落合九十六番地 早川 敏夫

秋田県知事 寺田 典城

<p>(二)</p> <p>仙北郡中仙町清水字乙泉百五番地        字大面九十三番地        字大面三十番地一        字堰合三十五番地        字丙泉百八十六番地        字水畑屋甲三十番地        字水畑屋甲四十九番地        字水畑屋乙四十六番地        字野口大清水四十四番地一        字大形二十九番地</p> <p>就任理事の住所及び氏名</p>	<p>(一)</p> <p>仙北郡中仙町清水字大面九十三番地        字大面三十番地一        字堰合三十五番地        字丙泉百八十六番地        字水畑屋甲三十番地        字水畑屋甲四十九番地        字水畑屋乙四十六番地        字野口大清水四十四番地一        字大形二十九番地</p> <p>退任理事の住所及び氏名</p>	<p>(二)</p> <p>大曲市大曲西根字鳥居百七十番地        角間川町字布晒百八番地        内小友字中沢八十九番地        大曲西根字小館百十四番地の一        大曲西根字元木二番地        内小友字宮下百八番地        大曲西根字小館百十四番地の一        字四上町八十番地の一        字中町頭十七番地の一        角間川町字中木内百三十二番地の一        字館前九十五番地        字中沢百七十一番地の十四        字荒町百四十七番地        字館前九十五番地</p> <p>就任監事の住所及び氏名</p>	<p>大曲市内小友字高寺百十七番地        字荒町百四十七番地        字中沢百七十一番地の十四        字館前九十五番地        角間川町字中木内百三十二番地の一        字中町頭十七番地の一        字四上町八十番地の一        角間川町字中木内百三十二番地の一        字館前九十五番地        字中沢百七十一番地の十四        字荒町百四十七番地        字館前九十五番地</p>
<p>高橋 和        児玉 政一        武蔵 満雄        高橋 利美        佐藤 澄男        草薙 一郎        小松 源一郎        古川 博和</p>	<p>児玉 政一        武蔵 満雄        高橋 利美        佐藤 澄男        草薙 一郎        小松 源一郎        古川 博和</p>	<p>加賀 公        小松 寅吉        佐藤 竹夫</p>	<p>佐々木 良作        後藤 幾久雄        栗林 正夫        佐々木 晃清        仲村 力夫        間瀬 堅一        佐藤 弘一        品川 甚一        今野 久信        判田 勝補        加賀 公        小松 寅吉        佐藤 竹夫</p>

<p>一 入札に付する事項</p> <p>(一) 購入物品名及び数量        袖幕ほか 十二張</p>	<p>物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十四年十二月十七日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、男鹿市脇本土地区改良区から申請があつた新たな土地改良事業(石館地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))の施行について、平成十四年十二月九日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十四年十二月十七日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>	<p>仙北郡中仙町清水字水畑屋乙四十六番地        字野口大清水四十四番地一        字大形二十九番地</p> <p>退任監事の住所及び氏名</p>	<p>仙北郡中仙町清水字丙泉八番地        字堰合乙五十七番地        字大面百十番地</p> <p>就任監事の住所及び氏名</p>	<p>仙北郡中仙町清水字丙泉八番地        字堰合乙五十七番地        字大面百十番地</p> <p>就任監事の住所及び氏名</p>	<p>仙北郡中仙町清水北部土地改良区        仙北郡中仙町清水字金鑑四番地        字下黒土千四番地        字上黒土三百八番地        字上黒土三百八番地        字下黒土八百七十二番地</p> <p>退任監事の住所及び氏名</p>	<p>仙北郡中仙町清水字金鑑四番地        字下黒土千四番地        字上黒土三百八番地        字上黒土三百八番地        字下黒土八百七十二番地</p> <p>就任監事の住所及び氏名</p>	<p>草薙 諒峯        草薙 純悦        高橋 辰雄        草薙 喜代実        草薙 喜代実        草薙 春一        大信田 祐紀        明平 由夫        小松 功一        伊藤 恵治        伊藤 恵治        明平 由夫        小松 功一        伊藤 恵治        伊藤 恵治        鈴木 次男</p>
--	---	---	--	--	--	--	---	--

- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年三月十七日(月)
- (四) 納入場所  
秋田県民会館
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日を含め、平成十四年十二月十七日(火)から同月二十五日(水)までの期間、随時交付する。  
入札執行の日時及び場所  
平成十四年十二月二十七日(金) 午前十時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第一百六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十二月十七日  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
ケルビンプロップ 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十日(木)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日を含め、平成十四年十二月十七日(火)から同月二十五日(水)までの期間、随時交付する。  
入札執行の日時及び場所  
平成十四年十二月二十七日(金) 午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室  
入札保証金

五 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

示差熱・熱量同時測定装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日（木）

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室  
二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十七日（火）から同月二十五日（水）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十七日（金）午前十時四十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室  
入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
薄膜・材料結晶性解析X線回折装置 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十五日(火)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十七日(火)から同月二十五日(水)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十二月二十七日(金)午前十時五十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他

(一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
高速時間分解分光スペクトル検出器システム 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十日(木)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三)(二)(一)

## 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十七日(火)から同月二十五日(水)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十七日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
図書館用MPLSエッジルータ 一式  
購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年一月三十一日(金)

(四) 納入場所

秋田県立図書館

## 二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十七日(火)から同月二十五日(水)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十七日(金)午前十一時十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

高速液体クロマトグラフ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県中央家畜保健衛生所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(三) 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

(一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十七日(火)から同月二十五日(水)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十七日(金)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十二月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

スケヤシャー 一式

秋田県知事 寺田典城

- (一) 購入物品の仕様等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十五年三月十四日(金)
- (四) 納入場所  
秋田県立由利工業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月十七日(火)から同月二十五日(水)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十二月二十七日(金)午前十一時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條、第七十五條、第七十六條、第八十一條及び第八十六條並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十四年十二月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六七  
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二八、〇五五

秋選管告示第四百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十條の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十四年十二月十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別  
秋田市 八四、二六七  
能代市 一四、七六三  
横手市 一〇、九一一

雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	由利郡	河辺郡	南秋田郡	山本郡	北秋田郡	鹿角市鹿角郡	大曲市	湯沢市	男鹿市	本荘市	大館市
一、二、六八五	一、八、六四七	三、一、九七六	二、〇、九七四	五、二六九	一、九、九〇三	一、三、五〇八	一、八、一九八	一、二、七五五	一、〇、六六九	九、四一六	八、四八〇	一、二、一一八	一、八、二四五

購読料金 一月三千五百円

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田株式会社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(862)8766 FAX(863)0005  
E-mail:matsubarasatsusatsu.co.jp

